

一般国道6号改築工事（牛久土浦バイパス）の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和6年12月26日（木）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道6号改築工事（牛久土浦バイパス）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道6号改築工事（牛久土浦バイパス）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見等は次のとおりであった。

- ・ 自動車走行に伴う騒音については、起業者が選定した予測地点それぞれにおいて、地点によっては遮音壁を設置することにより環境基準を満たす予測結果となったという認識でよいか。
- ・ 自動車走行に伴う騒音について、計測地点と実際の居住地との間に距離があるため、距離による減衰が生じるのではないか。
- ・ 本件事業については、都市計画決定がされているため、当該都市計画道路が建設されることを居住者において認識していたと考えられるか。

以上